

## 旧居留地／「デジタルサイネージ広告物」掲出の目安

2016.11.14 都心づくり委員会 決定

デジタルサイネージ広告物の掲出にあたっては、下の基準を目安とする。

なお、災害情報等の公的情報の発信ツールについては、この目安とは別に、状況に応じて判断する。

- ① 建築物等の外壁面（ショーウィンドーの内部を含む）に掲出しない。
- ② 動画やコマ送りの早いもの、音響を伴うものは原則表示しない。
- ③ 表示の内容・規模・色使い等は、旧居留地の風致に寄与するものとする。  
— 営業内容（値段、サービス内容等）の掲載や風俗性・宗教色のつよいものは不可

「デジタルサイネージ広告物」とは

屋外や店頭などに設置された、液晶ディスプレイなどの映像表示装置を用いた広告物。